

国民健康保険・後期高齢者医療の保険証をお持ちの皆さんへ

お手持ちの紙の健康保険証は令和7年7月31日まで使えます



令和6年12月2日からマイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」が基本となる仕組みに移行しました。

今後はマイナ保険証での受診が基本となります。ただし、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

なお、現在お手持ちの紙の国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）や後期高齢者医療保険被保険者証は保険証右上記載の有効期限【令和7年7月31日】まで使用できます。

マイナ保険証をお持ちでない方

現行の紙の健康保険証の有効期限が切れる前（令和7年7月下旬）までに自動的に「資格確認書」を送付します。

ただし、7月31日までの間に保険証を紛失したり、新たに国民健康保険に加入した場合には、申請手続きをすると「資格確認書」を交付します。また、75歳のお誕生日を迎えた方には、手続き不要で自動的に「資格確認書」を交付します。

資格確認書のイメージ

70歳未満

75歳以上

70歳～75歳

▲国民健康保険
(カードサイズ・うぐいす色)

▲後期高齢者医療
(はがきサイズ・黄色)

マイナ保険証の メリットと利用登録

● メリット

- 薬剤情報等の提供に同意をすると、データに基づく適切な医療が受けられます。
- 限度額適用認定証等がなくても、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

● 利用登録

マイナポータル・マイナンバーを読み取るための顔認証付きカードリーダーを設置する医療機関や薬局など、また、福祉健康課窓口でも登録のサポートを行っています。

マイナ保険証をお持ちの方

現行の紙の健康保険証の有効期限が切れる前（令和7年7月下旬）までに「資格情報のお知らせ」を送付します。これは、マイナ保険証として登録されている、あなたの被保険者資格等を簡易に把握できるようにするものです。

医療機関等を受診する場合には、マイナ保険証があれば受診できますが、マイナ保険証を利用できない医療機関を受診する際や、マイナ保険証の読み取りができない場合（例外的な場合）に、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証の2点を医療機関等に提示することで受診が可能です。（令和7年7月31日までは、交付されている紙の保険証も使用できます。）

なお、国民健康保険への加入・脱退などの異動が生じた場合には、福祉健康課で手続きが必要になります。

※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。

※マイナ保険証をお持ちの方には、「資格確認書」は交付しません。ただし、利用が困難な方については福祉健康課へご相談ください。

ご不明な点は、福祉健康課へお問い合わせください。なお、国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の方は、各保険者にご確認ください。

◎問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111（内線133・134） 直通75-6205

「広報さかき」へのご意見・ご要望を お寄せください

- 編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町企画政策課 ☎0268-82-3111
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
- 印刷 株式会社シーデンス

この広報誌は再生紙で作られています。

さかきまち すメール

—— 配 信 情 報 ——

- 災害・防災情報
- 町からのお知らせ
- 安心・安全情報
- 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-p.jp

